

指宿広城市町村圏組合職員の任用に関する規則

(平成6年指宿広城市町村圏組合規則第9号)

改正 平成17年指宿広城市町村圏組合規則第5号

平成18年指宿広城市町村圏組合規則第1号

平成25年指宿広城市町村圏組合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めのあるもののほか、一般職に属する全ての職員（以下「職員」という。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の任用に関しては、指宿市職員の任用に関する規則（平成18年指宿市規則第20号）を準用する。

(読み替規定)

第3条 前条の規定に基づき、指宿市職員の任用に関する規則を準用する場合においては、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年指宿広城市町村圏組合規則第5号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年指宿広城市町村圏組合規則第1号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広城市町村圏組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。